

厚生労働省令第四十号

児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第三十四条の十六第二項の規定に基づき、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令

令和二年三月二十六日

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成二十六年厚生労働省令第六十一号）の一部を次の表のように改正する。

厚生労働大臣 加藤 勝信

（傍線部分は改正部分）

	改正後	改正前
<p>第六條 (保育所等との連携)</p> <p>第六條 (略)</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>第六條 (保育所等との連携)</p> <p>第六條 (略)</p> <p>2・3 (略)</p>	
<p>4 市町村長は、次のいずれかに該当するときは、第一項第三号の規定を適用しないこととすることができる。</p> <p>一 市町村長が、法第二十四条第三項の規定による調整を行うに当たって、家庭的保育事業者等による保育の提供を受けていた利用乳幼児を優先的に取り扱う措置その他の家庭的保育事業者等による保育の提供の終了に際して、利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き必要な教育又は保育が提供されるよう必要な措置を講じているとき</p>	<p>4 市町村長は、家庭的保育事業者等による第一項第三号に掲げる事項に係る連携施設の確保が著しく困難であると認めるときは、同号の規定を適用しないこととすることができる。</p> <p>(新設)</p>	
<p>二 家庭的保育事業者等による第一項第三号に掲げる事項に係る連携施設の確保が、著しく困難であると認めるとき（前号に該当する場合を除く。）</p>	<p>(新設)</p>	
<p>5 前項（第二号に該当する場合に限る。）の場合において、家庭的保育事業者等は、法第五十九条第一項に規定する施設のうち、次に掲げるもの（入所定員が二十人以上のものに限る。）であつて、市町村長が適当と認めるものを第一項第三号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>(職員)</p>	<p>5 前項の場合において、家庭的保育事業者等は、法第五十九条第一項に規定する施設のうち、次に掲げるもの（入所定員が二十人以上のものに限る。）であつて、市町村長が適当と認めるものを第一項第三号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>(職員)</p>	
<p>第二十三條 (略)</p> <p>2 家庭的保育者（法第六条の三第九項第一号に規定する家庭的保育者をいう。以下同じ。）は、市町村長が行う研修（市町村長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した保育士（特区法第十二条の五第五項に規定する事業実施区域内にある家庭的保育事業を行う場所にあつては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士）又は保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市町村長が認める者であつて、次の各号のいずれにも該当する者とする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 法第十八条の五各号及び法第三十四条の二十第一項第三号のいずれにも該当しない者</p> <p>3 (略)</p> <p>(居宅訪問型保育事業)</p>	<p>第二十三條 (略)</p> <p>2 家庭的保育者（法第六条の三第九項第一号に規定する家庭的保育者をいう。以下同じ。）は、市町村長が行う研修（市町村長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した保育士（特区法第十二条の五第五項に規定する事業実施区域内にある家庭的保育事業を行う場所にあつては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士）又は保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市町村長が認める者であつて、次の各号のいずれにも該当する者とする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 法第十八条の五各号及び法第三十四条の二十第一項第四号のいずれにも該当しない者</p> <p>3 (略)</p> <p>(居宅訪問型保育事業)</p>	
<p>第三十七條 居宅訪問型保育事業者は、次の各号に掲げる保育を提供するものとする。</p> <p>一・三 (略)</p>	<p>第三十七條 居宅訪問型保育事業者は、次の各号に掲げる保育を提供するものとする。</p> <p>一・三 (略)</p>	

四 母子家庭等（母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和三十九年法律第百二十九号）第六条第五項に規定する母子家庭等をいう。）の乳幼児の保護者が夜間及び深夜の勤務に従事する場合又は保護者の疾病、疲労その他の身体上、精神上若しくは環境上の理由により家庭において乳幼児を養育することが困難な場合への対応等、保育の必要の程度及び家庭等の状況において、居宅訪問型保育を提供する必要性が高いと市町村が認める乳幼児に対する保育

五（略）

四 母子家庭等（母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和三十九年法律第百二十九号）第六条第五項に規定する母子家庭等をいう。）の乳幼児の保護者が夜間及び深夜の勤務に従事する場合への対応等、保育の必要の程度及び家庭等の状況を勘案し、居宅訪問型保育を提供する必要性が高いと市町村が認める乳幼児に対する保育

五（略）

附則
この省令は、令和二年四月一日から施行する。